# **仕　様　書**

# **１　業務概要**

## （１）業務名

愛媛県庁第一別館新第三書庫ハロゲン化物消火設備修繕（以下、「本業務」という。）

## （２）目的

本業務は、現第三書庫（第一別館地下中２階）のハロゲン化物消火設備を新第三書庫（第一別館地下２階　現電気室）に移設し、文書庫として使用するための環境を整備することを目的とする。

## （３）業務範囲

本仕様書による業務範囲は、以下に示すもののほか、外観上実施しなければならない事項はもとより、業務遂行上、当然必要な事項についても含むものとする。

・ハロゲン化物消火設備移設　　１式

・配管、ケーブル配線作業　　　１式

・火災総合盤データ変更　　　　１式

・試験調整　　　　　　　　　　１式

・官庁申請手続き　　　　　　　１式

## （４）業務場所

第一別館地下中２階及び地下２階

（所在地：愛媛県松山市一番町四丁目４番地２）

## （５）業務期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

# **２　スケジュール**

本業務の想定スケジュールは以下のとおりとする。

なお、業務場所での施工は、第二別館新築工事の引渡し後となる点に留意すること。

　第二別館新築工事完了　　令和８年１月末

　建物引渡し　　　　　　　令和８年２月中旬

　当業務現地施工　　　　　令和８年２月中旬から

# **３　施工内容**

## （１）ハロゲン化物消火設備移設

以下の機材を新設または現第三書庫から移設すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 規格・仕様 | 数量 | 備考 |
| ハロゲン放出ヘッド | 25Ａ | ４個 |  |
| 手動起動装置 |  | １面 | 既存流用 |
| 起動用ガス容器セット |  | １台 | 既存流用 |
| 放出表示灯 |  | ２個 | 既存流用 |
| 警報用スピーカー |  | １個 | 既存流用 |
| 選択弁 | 50Ａ | １個 | 既存流用 |

## （２）配管、ケーブル配線作業

①配管作業

別添図面を参照の上、配管用炭素鋼鋼管を新第三書庫内に敷設し、県の指示する選択弁に接続させること。

なお、移設の支障となる既設配管は撤去すること。

②ケーブル配線作業

別添図面を参照の上、耐熱ケーブルを敷設し、ハロン制御盤（既設）に接続すること。

なお、新第三書庫内に敷設するケーブルは電線管で保護することとし、天井裏はころがし配線とする。

## （３）総合操作盤データ変更

消火設備移設に伴うグラフィック画面やイベント表示内容等の必要なデータ変更を行うこと。

## （４）試験調整

請負者は、必要な試験を実施し試験成績書を県に提出すること。

なお、動作試験として、別途調達する除湿機及び送風機の運転がハロゲン化物消火設備の起動により停止することを確認すること。

## （５）施工上の留意事項

・施工に当たっては、事前に現地の状況を十分把握し、建物や機材等への損傷及び事故等が発生しないよう準備しておくこと。

・万が一、建物に損傷等を与えた場合は、直ちに県に報告及び協議を行い、受託者の負担で復旧させること。

・機材の選定、取付位置、配線経路及び適合性について、現地調査と打合せを十分に行い、現地施工の計画工程表を県に提示すること。

・同時期に施工予定である除湿機及び送風機設置との工程調整を行うこと。

# **４　成果物**

業務期間満了までに本業務の関係書類一式を提出すること。

なお、完成図書は資料①、②をＡ４又はＡ３綴込みにより作成し、Ａ４用チューブファイル等に整理の上、目次及びインデックスタブを付けて１部提出するとともに、資料①～③をＣＤ－Ｒ等に格納した電子媒体１部を提出すること。

①機器配置図、ケーブル配線図

②試験成績書

③施工写真（施工前、施工中、完成）

# **５　特記事項**

# （１）作業に従事する要員は十分な経験と技能を有する者とすること。

（２）作業の不備によって不良と認められる箇所が生じた場合は、請負者において速やかに無償で修理すること。

（３）現場発生品の処理は、関係法令を遵守し適正に処理すること。

（４）消防検査への立ち合い及び関係機関への届出等、必要な書類の作成・提出を行うこと。

（５）本仕様書に定めのない事項等については、県と協議の上、決定すること。